

くろまぐろ部会報告書の概要

1 配分に関する論点

(1) 漁業者からの要請

漁業者から提起された配分に当たって考慮すべき要素としては、大別して、

- ① 経営の依存度
- ② 混獲回避のための負担
- ③ 資源の増減に対する責任
- ④ 地域経済への影響
- ⑤ クロマグロ資源の評価に必要なデータ収集のための漁獲の確保
- ⑥ 産卵親魚の漁獲規制

が挙げられた。

(2) 配分に当たって考慮すべき要素

- ・ 上記(1)に掲げるもののうち、①、②及び⑤については、今後の配分に当たって考慮すべきである。
- ・ ③については、資源の減少の原因となったとされるまき網漁業については、2011年から漁獲規制を開始し、漁獲枠を大幅に削減されていることから既に相応の負担をしていると考えられる。一方で、その他の漁業については漁獲量が増加していることもあり、責任を考慮した配分は困難。
- ・ ④については、すべての漁業が様々な形で地域経済への影響があり、これを数値化することは困難。
- ・ ⑥については、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、WCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。そのため、産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないが、多数の沿岸漁業者への丁寧な説明は必要である。

2 第5管理期間以降の漁獲可能量の配分の基本的考え方

1の検討結果を踏まえ、第5管理期間以降の配分に当たっては、クロマグロ漁獲への経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とする。

その上で、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、留保から配分を行う。

3 具体的配分の考え方

(1) 漁獲実績に基づく基本的配分

WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））を基本として、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分を行うものとする。

(2) 混獲回避等及びデータの収集への配慮のための配分

① 混獲回避等への配慮

- ・ 小型魚については、国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮して留保からの配分を行わない。
- ・ 大型魚については、都道府県の直近 3 か年の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。また、配分量が少なく混獲が発生したときの管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分する。
- ・ さらに、同様の理由で大型魚の混獲が想定される、かじき等流し網漁業に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分する。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標となる漁業の操業の確保が資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結するため、一部地域のひき縄漁業及びはえ縄漁業（近海かつお・まぐろ漁業）については、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

4 漁獲枠の融通の促進

沿岸漁業は漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況であることから、各都道府県の漁獲枠の遵守を原則とした上で、来遊状況等に応じて都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルールを作るべきである。具体的なルール・手続きについては、国、都道府県、業界団体等が主導して検討を進めるべきである。